

ゴム市場管理基本要綱の変更

旧条文を新条文に変更する。

新 条 文	旧 条 文
<p>2 売買値段の制限（制限値段）</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <p>(1) 通常の場合の制限値段 （現行どおり）</p> <p>(2) 制限値段の特例 最終約定値段が3限月以上同一方向の制限値段に達したときは、翌営業日以降の制限値段は、1番限月を除く全限月について通常の50%増とし、最終約定値段が3限月以上で通常の場合の制限値段に達しなくなるまで、当該制限値段の特例を適用するものとする。</p> <p><u>ただし、最終約定値段が3限月以上同一方向の制限値段に2営業日連続して達したときは、1番限を除く全限月の最終約定値段が3営業日連続して通常の場合の制限値段に達しなくなるまで、当該制限値段の特例を継続するものとする。</u></p> <p>附則</p> <p><u>平成19年4月18日開催の理事会において議決された2売買値段の制限（制限値段）(2)の変更規定は、平成19年5月1日から適用する。なお、当該変更規定については、適用日の前々営業日の最終約定値段に遡って適用する。</u></p>	<p>2 売買値段の制限（制限値段）</p> <p>売買値段の限度額は、次のとおりとし、1番限月（当月限納会日の翌営業日以降の最初の限月のことをいう。以下同じ。）を除く全限月について適用する。</p> <p>ただし、本所が必要と認めた場合は上記にかかわらず、限月毎に限度額を設定できるものとする。</p> <p>(1) 通常の場合の制限値段 相場の価格変動等を勘案し、毎月本所が定める額</p> <p>(2) 制限値段の特例 最終約定値段が3限月以上同一方向の制限値段に達したときは、翌営業日以降の制限値段は、1番限月を除く全限月について通常の50%増とし、最終約定値段が3限月以上で通常の場合の制限値段に達する限り、当該制限値段の特例を適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>